

議案第56号

訴訟の提起について（建設局及び大阪港湾局関係）

次のとおり電気料金返還等請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 関西電力株式会社 2 大阪地方裁判所 電気料金返還等請求事件	本市は、被告との間で道路照明灯及び仮設信号機に対する電力供給に係る契約（以下「電力供給契約」という。）を締結していたところ、道路照明灯及び仮設信号機の撤去に伴い電気の使用を廃止する旨の通知を行ったにもかかわらず被告において電気の需給を終了させるための適当な処置が行われていなかったこと及び既に電力供給契約が締結されている道路照明灯について重ねて別の電力供給契約が締結されていたことにより、平成3年4月から令和4年9月までに本市が被告に対し支払った電気料金について過払が発生していることが判明したため、被告に対し、当該電気料金の過払分に相当する金54,520,268円及びこれに対する遅延損害金等の支払を求めるものである。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

電気料金返還等請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。